

監査公表第 818 号

定期監査（事務）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 14 項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

また、定期監査（事務）の結果を受けて、京都市監査基準第 20 条第 1 項の規定により京都市長から状況の報告がありましたので、同基準第 21 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 1 月 20 日

京都市監査委員

1 令和6年度定期監査（事務）（令和7年4月4日監査公表第813号）

（保健福祉局－1）

監査の結果（指摘事項）

ア 財産管理事務

（ア）債権の管理

a 督促を行う場合については、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づいて教示をする必要があるが、督促状に教示文等が記載されていなかったものがあったため、適切な記載となるよう改められたい。

（介護ケア推進課）

講じた措置

当該督促状は電算処理にて出力しているため、システムを改修し、令和7年11月発送分から、出力される督促状の様式を改めた。

あわせて、再発防止策として、令和6年10月25日に所属長から債権管理業務を行う全職員に対し、当事案について説明のうえ、債権管理マニュアルを共有し、マニュアルや関係法令に基づいて適切に事務を行うよう指示した。

また、保健福祉局として、令和6年12月6日に局内全職員に対して通知文を発出し、問題点の内容の共有及び注意喚起を行うとともに、令和7年6月18日に実施した保健福祉局職員事務研修においても、適切な事務執行に努めるよう重ねて周知を行った。

監査の結果（意見）

(1) 補助金の交付に伴う仕入税額控除への対応について

消費税は、納税義務者となる事業者が確定申告をする際に、課税売上に係る消費税の額から課税仕入に係る消費税の額の控除（以下「仕入税額控除」という。）を受けることで、消費税の負担が累積しない仕組みとなっている。

また、補助金収入は消費税法上、不課税取引に該当し、消費税の課税対象とはならないため、補助対象経費に消費税の額を計上しないもの等を除いては、消費税の課税事業者が補助対象事業の実施に伴う取引について仕入税額控除を受けることは、当該控除額に含まれる補助金相当額を重複して収入することとなる。このため、国等の機関では補助事業者等が仕入税額控除を受けたときに行う報告等の手続を明確にしており、補助金交付要綱等の中で当該報告等の手続を規定し、必要に応じて仕入税額控除に含まれる補助金相当の額の返還を求めるなどによって、補助金交付額が適正なものとなるように取り組んでいる。

一方、本市では、補助事業者等が仕入税額控除を受けたときに行う報告等を補助金交付要綱等に規定している補助金が存在するものの、今年度の定期監査では、当該報告等について、補助金交付要綱等に定めのないものが見受けられた。

については、制度所管課においては、先述した監査で見つかった事例を周知するなど、適正な補助金の執行に向けて必要な対策を講じられたい。

講じた措置

令和7年4月4日付で各局区等に行財政局財政担当局長依頼「補助金交付に係る令和6年度定期監査意見への対応について」を発出し、監査意見について周知を行うとともに、各局区等が所管する補助金交付要綱を調査・確認のうえ、重複収入が生じる可能性がある補助金交付要綱については可能な限り速やかに要綱改正を行い、必要な取扱いを定めるよう指示した。

監査の結果（意見）

(2) 引取者のない死亡人に係る事務について

引取者のない死亡人に係る葬祭については、行旅病人及行旅死亡人取扱法又は墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死亡地の市区町村が行うこととなっており、本市では事務全般を死亡地の区役所等が担っている。また、遺留金等を死亡人の葬祭費用に充てても、なお残ったもの（以下「残余遺留金」という。）については、その相続人に引き渡すことになるが、相続人調査における市区町村の事務負担が大きく、統一的なルールもないことから、多くの市区町村でその対応に苦慮している。

このため、令和3年3月、厚生労働省及び法務省は、引取者のない死亡人が発生した場合における対応について手引を策定し、市区町村が行った葬祭に伴い残余遺留金があり、相続人が不明あるいは相続人全員が相続放棄した場合については、家庭裁判所が選任した相続財産清算人が相続財産の管理・清算を行う相続財産清算制度や、供託所（法務局）に遺留金を供託する弁済供託制度により処理することとするなど、市区町村が保管する残余遺留金を解消する方法を示し、都道府県及び市区町村に周知している。

一方、本市では国の動向等を踏まえ令和5年10月にマニュアルを策定しているが、今回の定期監査の対象とした区役所が葬祭を実施した案件について、親族調査完了後において残余遺留金の解消に向けた取組に着手していなかった事例が見受けられた。このような状況が放置され続けた場合、残余遺留金が累積していくとともに、本市に属さない現金を長期間保管することで残余遺留金に関する情報が失われてしまうリスクがある。

については、引取者のない死亡人に係る事務について国における更なる検討状況を踏まえ、残余遺留金の解消に向けた取組が適切に行われるよう制度所管課からも改めて分かりやすい周知を行うなど必要な対策を講じられたい。

対応状況
監査の実地調査を受け、実務マニュアル（令和5年10月策定）に則り、家庭裁判所が

選任した相続財産清算人が相続財産の管理・清算を行う相続財産清算制度や、供託所（法務局）に遺留金を供託する弁済供託制度などの活用に取り組むことを、改めて職制会議にて口頭で周知を行った。

今後については、当該事務に関する調査研究事業報告書（厚労省 令和7年3月公表）を踏まえた、国の検討状況を確認のうえ、同マニュアルの改訂を進めていく。

監査の結果（意見）

(3) 任意団体等における計理事務について

協議会、実行委員会その他の団体等で、本市に事務局を置き、かつ、本市の職員がその計理事務を担当している団体（以下「任意団体等」という。）の計理事務については、平成19年2月26日付け服務監通知「任意団体等における計理事務の留意点について」において、「公金と同等である。」という認識に立ち、担当職員が単独で事務処理を行っていないか等状況を的確に把握し、確実な運用と徹底した管理体制の確立が要請されている。

しかしながら、簡便に振込や残高照会等が行える金融取引サービスとして近年急速に利用が拡大しているインターネットバンキングについては、本市においてその利用の可否や管理方法に関する取決めはなく、現在複数の任意団体等において、それぞれ独自のルールの下、又は明確なルールを定めることなく、利用されている状況にある。

そのような中、今年度の定期監査の対象とした任意団体において、インターネットバンキングのログイン情報とワンタイムパスワード機器を同一の職員が管理し振込処理を行っていた事例が見受けられた。このように担当職員が単独で支出を行うことができる状態は、不適切な支出につながるおそれがあり、極めてリスクが高い状態にある。

については、本市として任意団体等におけるインターネットバンキングの利用の在り方を検討し、必要な対策を講じられたい。

講じた措置

任意団体等を所管している課等が、任意団体等の計理事務に関して、「公金と同等である。」という認識に立ち、インターネットバンキングを利用する場合についても、担当職員が、単独で事務処理を行うことなく適切な事務を遂行するよう、改めて令和7年7月14日付け行財政局統括監察員通知「任意団体等における計理事務の留意点について」を全庁に対して発出し、任意団体等における計理事務の確実な運用と管理体制の確立を周知徹底した。あわせて、令和7年度のコンプライアンス推進月間において、任意団体等

を所管する課等の担当者が、令和6年度の定期監査での意見や上記通知の内容を改めて認識し、任意団体等における事務を適正に遂行できているか自己点検できるよう、チェックシートの内容を追記・修正した。

さらに、令和7年7月25日に実施した財務会計実践研修で、会計事務の担当者を含む受講者に対して、令和6年度の定期監査での意見や上記通知の内容を、重ねて周知徹底した。

2 令和5年度定期監査（事務）（令和6年4月5日監査公表第805号）

（教育委員会－1）

監査の結果（指摘事項）

ア その他の事務の執行及び経営に係る事業の管理

（ア） 総計予算主義に反する事務の執行

地方自治法によると、地方公共団体の財務において、一会计年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされており、本市が実施する事業については、当該事業実施に伴う収入は本市の歳入とし、経費は本市の歳出予算から支出しなければならない。

しかしながら、本市の直営事業について、その収入の全額及び支出の一部を、任意団体の収入及び支出として処理していたものがあった。

事業の位置付けを改めて検証し、今後も本市の直営事業として実施する場合は、本市の財務会計事務のルールに沿った事務処理を行うよう是正されたい。

（生徒指導課）

講じた措置

京都市少年合唱団事業については、それまでの任意団体の会計規則を廃止し、合唱団運営に関する規約を変更することにより、令和7年4月1日から、当該事業に伴う収入・支出はすべて本市の歳入・歳出予算に組み入れて実施している。円滑な移行に向けて必要な事務処理の確認などは令和6年度中に行い、令和7年度から、保護者への団費納入依頼や物品購入手続きなど、滞りなく実施できている。

なお、再発防止策として局内に対しては、令和6年2月15日の庶務担当係長会及び令和6年6月17日の課長会において、関係規定やマニュアル等に基づいた適正な事務処理ができているか改めて所属に点検するよう依頼した。

加えて、実地調査で発見された問題点とその改善策について、令和6年7月5日付け局内共有の通知を作成し、問題事案の共有及び適正な事務処理の徹底についての指示を行った。

（監査事務局）